

働くあなたを 応援します！

③ 空き店舗の活用促進

これまでの空き店舗の賃借料に対する補助に加え新たに、営業に係る空き店舗の改築や営業用設備の設置費用に対する補助が新設されました。

賃借料補助、改築費補助の対象となる空き店舗は、賃貸借契約を締結する際に事業が行われていない店舗および事業用に使用していた家屋などで、次に該当する場合があります。

申請者 (次の全てに該当すること)	賃貸借契約の相手方 (次の全てに該当しないこと)
<ul style="list-style-type: none"> • 新たに開業する方。 • 空き店舗を利用して積極的、かつ継続的に事業を営む意志のある方。 • 町税などの滞納がない方。 • 町が出資していない法人、その他団体、個人。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申請者が個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> • 申請者の3親等以内の親族。 • 申請者が役員の法人。 • 申請者の3親等以内の親族が役員の法人。 ▶ 申請者が法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> • 申請者の役員、または当該役員の3親等以内の親族。 • 申請者の同族会社。 • 申請者の同族会社の役員又は当該役員の3親等以内の親族。

▶ 補助金の額

• 賃借料補助金

補助期間 / 2年間

補助金額 / 営業開始1年目 月額賃借料の2/3 限度額5万円

営業開始2年目 月額賃借料の1/3 限度額2万5,000円

• 改築費補助金

補助対象費 / 空き店舗の営業に係る部分の改築・改装および営業用設備設置費用

補助金額 / 改築費用の1/2 上限額100万円

④ 季節労働者資格取得促進

町内にお住まいの季節労働者などの方の通年雇用化を図るため、ホームヘルパー2級資格を取得する受講費用や、釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する季節労働者向け資格取得事業の受講費用の一部を補助します。

▶ 釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する資格取得事業の種類

- 車両系建設機械運転技能講習(整地、解体)
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- パソコン講習 など

※一度制度を利用した方は利用できません。

申請者 (次の全てに該当すること)	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> • 弟子屈町に住所がある方。 • 町内の事業所などで、取得した資格を活用し働く意思がある方。 • 町税などの滞納がない方。 • 釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する資格取得事業を受講する場合、釧路地域通年雇用促進支援協議会資格取得経費助成の対象の方。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ホームヘルパー2級資格を取得する場合 → 受講料などの5/10以内。(限度額4万円) ▶ 釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する資格取得支援事業を受講する場合 → 受講料などの2/10以内。(限度額5万円)

問い合わせ先

• 企業振興促進制度

役場企画財政課企画係 ☎ 482-2913 (課直通) メール yuchi@town.teshikaga.hokaido.jp

• 新規雇用支援・空き店舗の活用促進・季節労働者資格取得促進

役場観光商工課観光商工係 ☎ 482-2940 (課直通) メール masyuko1@masyuko.or.jp

- ① 起業される方、事業拡大される方を応援します！(企業振興促進制度)
- ② 新たに雇用される事業者を応援します！(新規雇用支援)
- ③ 空き店舗を活用される方を応援します！(空き店舗の活用促進)
- ④ ホームヘルパーなどの資格を取得される方を応援します！
(季節労働者資格取得促進)

① 企業振興促進制度

町内における企業振興を促進するため、町内に事業場を新設する場合や既存事業所の増設、移転などを行う方に対し、助成の措置を行う制度です。

事業拡大などにより、事業所の新設や増設をお考えの方は、一度ご相談ください。

例) 飲食店を新設・増設・移転または他の業種から飲食店に転業する場合

飲食店	対象要件		助成額
	投資額	新規雇用者	
新設	500万円以上	2人以上	投資額の3%以内、上限200万円
増設	150万円以上		投資額の3%以内、上限30万円
移転または転業	50万円以上		投資額の3%以内、上限20万円

(注) その他の業種の事業場については、町のホームページ(<http://www.town.teshikaga.hokaido.jp/06jigyuu/05sangyou/01syougyou/01kigyoshinkosokushin/index.html>)をご覧ください。

※投資額 / 事業場の建物および営業用設備の取得額。

※新規雇用者 / 事業者が新規に雇用する、町に住民登録を有する方か、住民登録をする予定の方。

② 新規雇用支援

弟子屈町に住民登録をしている方か、住民登録をする予定の方を雇用する事業者に対し、その賃金の一部を1年間補助します。

対象事業者 (次の全てに該当すること)	対象となる新規雇用者 (次の全てに該当すること)	利用回数 および人数	補助金額 (月額)
<ul style="list-style-type: none"> • 弟子屈町に住所がある方を積極的、かつ継続的に雇用する事業者。 • 町が出資していない事業者。 • 町税などの滞納がない事業者。 • 雇用保険に加入、または加入する事業者。 • 過去1年間に事業主の事由による退職者がいない事業者。 	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用保険に加入し、1年を超えて雇用される方。 • 事業者(法人などはその役員)の3親等以内の親族でない方。 	1事業所につき1回、かつ新規雇用者2人まで	1人につき賃金の30% (限度額3万円) 補助期間 1年間